

平成27年度補正予算	平成28年度第2次補正予算	平成28年度第3次補正予算（案）
<p>国地契第49号 国官技第292号 国営管第376号 国営計第83号 国港総第380号 国港技第71号 国空予管第443号-1 国空安保第659号-2 国空交企第563号-2 国北予第27号 平成28年1月20日</p>	<p>国地契第43号 国官技第179号 国営管第209号 国営計第57号 国港総第266号 国港技第41号 国空予管第233号 国空安保第369号 国空交企第328号 国北予第24号 平成28年10月11日</p>	<p>国地契第 国官技第 国営管第 国営計第 国港総第 国港技第 国空予管第 国空安保第 国空交企第 国北予第 平成29年1月31日</p>
<p>大臣官房官庁営繕部 各課長 各地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長 港湾空港部長 北海道開発局 事業振興部長 営繕部長 各地方航空局 総務部長 空港部長 保安部長 あて</p>	<p>大臣官房官庁営繕部 各課長 各地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長 港湾空港部長 北海道開発局 事業振興部長 営繕部長 各地方航空局 総務部長 空港部長 保安部長 あて</p>	<p>大臣官房官庁営繕部 各課長 各地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長 港湾空港部長 北海道開発局 事業振興部長 営繕部長 各地方航空局 総務部長 空港部長 保安部長 あて</p>
<p>国土交通省 大臣官房 地方課長 大臣官房 技術調査課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 港湾局 総務課長 港湾局 技術企画課長 航空局 予算・管財室長 航空局 安全部 空港安全・保安対策課長 航空局 交通管制部 交通管制企画課長 北海道局 予算課長 （公印省略）</p>	<p>国土交通省 大臣官房 地方課長 大臣官房 技術調査課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 港湾局 総務課長 港湾局 技術企画課長 航空局 予算・管財室長 航空局 安全部 空港安全・保安対策課長 航空局 交通管制部 交通管制企画課長 北海道局 予算課長 （公印省略）</p>	<p>国土交通省 大臣官房 地方課長 大臣官房 技術調査課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 港湾局 総務課長 港湾局 技術企画課長 航空局 予算・管財室長 航空局 安全部 空港安全・保安対策課長 航空局 交通管制部 交通管制企画課長 北海道局 予算課長 （公印省略）</p>
<p>平成27年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について</p>	<p>平成28年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について</p>	<p>平成28年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について</p>
<p>平成27年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成28年1月20日付け国会公243号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、早期かつ円滑な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。</p>	<p>平成28年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成28年10月11日付け国会公225号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）等を踏まえ、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。</p>	<p>平成28年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成29年1月31日付け国会公314号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、早期かつ円滑な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. 入札・契約手続の効率化等 入札・契約手続の実施に当たっては、「平成27年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成27年4月10日付け国官総第12号、国官会第9号、国地契第5号、国官技第15号、国営管第12号、国営計第3号、国北予第1号又は平成27年4月10日付け国官総第12-2号、国官会第9-2号）による他、次の(1)及び(2)により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。</p> <p>(1) 契約変更の取扱い 契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2）又は「設計変更に伴う契約変更の</p>	<p>1. 入札・契約手続の効率化等 入札・契約手続の実施に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成28年4月1日付け国官総第2号、国官会第107号、国地契第1号、国官技第2号、国営管第1号、国営計第1号、国北予第1号又は平成28年4月1日付け国官総第2-2号、国官会第107-2号）による他、次の(1)から(3)までにより、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。</p>	<p>1. 入札・契約手続の効率化等 入札・契約手続の実施に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成28年4月1日付け国官総第2号、国官会第107号、国地契第1号、国官技第2号、国営管第1号、国営計第1号、国北予第1号又は平成28年4月1日付け国官総第2-2号、国官会第107-2号）による他、次の(1)から(3)までにより、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。</p>

<p>取扱いについて」（昭和44年4月1日付け建設省管発第282号）により運用されているところであるが、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な工事については、既契約工事に追加することで、早期執行を図ること。</p> <p>(2) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い 入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）の規定にかかわらず、平成27年度補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。</p> <p>2. 円滑な事業執行 事業の執行に当たっては、「平成27年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)及び(2)により、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。</p> <p>(1) 最新の単価を適用した予定価格の設定等 予定価格設定時における最新の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等の単価を適用して予定価格を設定すること。また、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置されたい。</p> <p>(2) 施工時期等の平準化 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号）に基づき、平成28年度第1四半期の工事量を確保するため、早期かつ円滑な執行を図るとともに、余裕期間制度の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。</p>	<p>(1) 一括審査方式の積極的活用 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができる一括審査方式を積極的に活用すること。</p> <p>(2) 総合評価落札方式における提出資料の更なる簡素化 総合評価落札方式の実施に際しては、施工計画や技術提案を除く評価項目について、簡易な技術資料により評価値を算定し、評価値が上位の者から詳細な資料の提出を求めることにより提出資料を簡素化できること。</p> <p>(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い 入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）の規定にかかわらず、平成28年度第2次補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。</p> <p>2. 円滑な事業執行 事業の執行に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)から(4)までにより、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。</p> <p>(1) 施工時期等の平準化 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号）に基づき、円滑かつ適切な事業執行を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定、余裕期間制度の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。</p> <p>(2) 関係者間での工事工程の共有 円滑な施工の確保を図るため、請負業者と工事工程を共有し、適切な工期の確保に努めること。特に、施工中に予期することのできない特別な状態が生じたこと等により、工期の変更が必要となる場合は、下請業者も含めて工事工程の調整を行うなど関係者間で工事工程の共有を図ること。</p> <p>(3) 発注見通しの速やかな公表の徹底 平成28年度第2次補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1428号、国地契第25号）及び「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、技調発第75号、営建発第34号）に基づき、補正予算成立後速やかに公表することを徹底すること。</p> <p>(4) 総合評価落札方式における適切な評価項目の設定 平成28年度第2次補正予算による工事の発注においては、地域企業の活用にも配慮することが求められるところ、急激な受注増加は技術者の体制等が脆弱になることが懸念されることから、総合評価落札方式における評価項目の設定に当たっては、手持ち工事量を評価項目として設定するなど、品質確保・品質向上の観点にも十分留意すること。</p>	<p>(1) 一括審査方式の積極的活用 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができる一括審査方式を積極的に活用すること。</p> <p>(2) 総合評価落札方式における提出資料の更なる簡素化 総合評価落札方式の実施に際しては、施工計画や技術提案を除く評価項目について、簡易な技術資料により評価値を算定し、評価値が上位の者から詳細な資料の提出を求めることにより提出資料を簡素化できること。</p> <p>(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い 入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）の規定にかかわらず、平成28年度第3次補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。</p> <p>2. 円滑な事業執行 事業の執行に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)から(4)までにより、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。</p> <p>(1) 施工時期等の平準化 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号）に基づき、早期かつ円滑な事業執行を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定、余裕期間制度の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。</p> <p>(2) 関係者間での工事工程の共有 円滑な施工の確保を図るため、請負業者と工事工程を共有し、適切な工期の確保に努めること。特に、施工中に予期することのできない特別な状態が生じたこと等により、工期の変更が必要となる場合は、下請業者も含めて工事工程の調整を行うなど関係者間で工事工程の共有を図ること。</p> <p>(3) 発注見通しの速やかな公表の徹底 平成28年度第3次補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1428号、国地契第25号）及び「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、技調発第75号、営建発第34号）に基づき、補正予算成立後速やかに公表することを徹底すること。</p> <p>(4) 総合評価落札方式における適切な評価項目の設定 平成28年度第3次補正予算による工事の発注においては、地域企業の活用にも配慮することが求められるところ、急激な受注増加は技術者の体制等が脆弱になることが懸念されることから、総合評価落札方式における評価項目の設定に当たっては、手持ち工事量を評価項目として設定するなど、品質確保・品質向上の観点にも十分留意すること。</p>
---	---	---